

件名	改正健康増進法に基づく受動喫煙対策について
受付日	令和元年9月6日
ご意見・ご提案の概要	岐阜県における改正健康増進法に基づく受動喫煙対策と、県民等への周知啓発の状況について教えてほしい。
県の考え方	<p>県ではこれまで、未成年者の喫煙防止を図る防煙教室や、職場等でたばこ対策に取り組む担当者に対する禁煙指導者研修等、喫煙者を減少させる取組みに努めてまいりました。</p> <p>さらに、改正健康増進法に基づく受動喫煙対策に対応するため、平成31年4月1日付けで、健康福祉部保健医療課健康推進室に「受動喫煙対策係」を、各保健所に「たばこ相談窓口」を設置し、受動喫煙対策義務化の周知啓発等に取り組んでおります。</p> <p>また、新聞広告、駅前啓発等により広く県民にも周知啓発を行うとともに、令和2年4月1日からの同法律の全面施行に向けて、県内各地で説明会を開催し、飲食店や事務所など、より多くの県民のみなさんに受動喫煙対策の義務化について周知徹底を図ってまいります。</p>
担当課	健康福祉部 保健医療課